

新型コロナウイルス感染症への本校の対応 (Ver. 6)

「STOP! コロナ差別」

STOP! コロナ差別



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん



人権イメージキャラクター
人KENまもる君

#正しい理解を

#差別はやめよう

名古屋法務局・愛知県人権擁護委員連合会
子どもの人権110番 0120-007-110

令和4年1月21日改訂
愛知県立小牧特別支援学校

1 地域の感染レベル

- ・地域の感染レベル（※別表 地域の感染レベルに応じた学校の新型コロナウイルス感染対策参照）に応じ、新型コロナウイルス感染対策を実施します。

2 児童生徒等及び教職員の毎朝の検温、風邪症状の有無等の確認について

(1) 児童生徒

- ・健康観察表に家庭での朝の検温を必ず記載してください。
- ・発熱等（一つの目安として、平熱よりも0.5度以上高い時）の風邪症状がみられる場合は自宅で休養してください。また、呼吸や顔色などがいつもと違う場合なども、慎重な登校判断をしてください。
- ・児童生徒の平熱や季節、活動に応じた体温の変化の特徴等を担任と共有してください。
- ・登校時、職員に登校前の体温（体調）を口頭で伝えてください。測っていない場合は、その場で検温をお願いします。
- ・学校での検温は、登校時・給食前・下校前に学校の体温計を使用して行います。使用した体温計は、その都度消毒します。
- ・健康観察表は2週間分（A4裏表）とし、最終日に回収し、保健室で管理します。
- ・感染予防のために登校を自粛される場合は、欠席日数とせず、出席停止・忌引き等の日数としますので、学校へ御連絡ください。
- ・同居家族等に風邪症状や発熱等がある時、地域の感染レベルが「レベル2」以下の場合、その症状や原因等を鑑み、登校について慎重に判断してください。ただし、「レベル3」の場合、登校をお控えください。

(2) 職員

- ・全職員が出勤前に検温し、チェック表に記載しています。
- ・職員の同居家族等に風邪症状や発熱等がある時、地域の感染レベルが「レベル2」以下の場合、その症状や原因等を鑑み、出勤について判断します。ただし、「レベル3」の場合、出勤を控えます。

(3) 保護者

- ・発熱、体調不良時は、校舎内への立ち入りは御遠慮ください。校舎内に入れない場合の遅刻、早退時などは学校へ御連絡ください。必要に応じて職員が昇降口まで児童生徒の送迎をします（通常時、遅刻・早退の際は保護者の方に教室まで児童生徒の送迎をお願いしています）。

(4) 体調不良者への対応について

- ・発熱者の対応のため、臨時保健室（簡易ベッド設置）を設置します。
- ・発熱等の明らかな風邪症状がみられる場合は、すぐに迎えを依頼します。臨時保健室へお願いいたします。
- ・平熱よりも熱が高い場合（+0.5度が目安）や、いつもと児童生徒の状態が違う等、はっきりとした原因が分かりづらい場合等は、臨時保健室で休養し様子を見ます。なお、臨時保健室の利用は1時間程度とし症状が改善されない時は迎えを依頼します。
- ・外科的処置は保健室で行います。
- ・体調不良者に付き添った職員は、物品を消毒し、その後、手を洗い、手指消毒します。体調不良

者と濃厚な接触があった場合は、着替えやマスクの交換をします。

・発熱者がいた教室は、以下の4点を踏まえ授業を継続します。

①換気の徹底を継続

②児童生徒、職員は、手洗い、手指消毒の実施

③発熱者が触れた物品等の消毒

④児童生徒の間隔を1～2メートル程とり、一方方向を向くこと等を継続

・体調が回復した後の登校につきましては、自宅での休養日を挟むなど、お子様の実態に応じた御判断をお願いいたします。

(5) スクールバスについて

・スクールバスは通常通り運行しますが、バス内での密集を避けるために、御協力いただける方につきましては、学校までの送迎を御検討ください。

・登校時、体調等（検温は乗車前に御家庭でお願いいたします）の確認を行います。

・検温をしていない場合、スクールバスに乗車できません。

・発熱等（一つの目安として、平熱よりも0.5度以上高い時）の風邪症状がみられる場合は自宅で休養してください。また、呼吸や顔色などがいつもと違う場合なども、保護者による学校までの送迎や、慎重な登校判断をしてください。

・バスの換気扇を作動するなど十分な換気を行います。

・児童生徒同士の間隔がとれるように座席配置を考慮します。

・登下校後にバス内の消毒作業を行います。

・公共交通機関を利用して自力通学する生徒について、時差登校を御希望される場合は、担任までお申し出ください。

3 医療的ケア児や基礎疾患等がある児童生徒について

・必要に応じて日々の学校生活や行事への参加方法等を主治医へ相談してください。

・看護師が特定の児童生徒に専属という形はとらず、今まで通り一人の看護師が複数の児童生徒の対応をしていきます。

【具体的な対応】

①看護師は1ケア1手洗い（手指消毒）、「ケア前後の手洗い（手指消毒）」を基本とします。

②看護師は呼吸器分泌物の飛散に対して、フェイスシールドとエプロン、アームカバーを着用します。

※フェイスシールドは看護師が個人の物を使用します。

※吸引時、支援する教職員もフェイスシールドを着用します。

※アームカバーは吸引が必要な児童生徒に対して一枚ずつ準備します。

③医療的ケアが必要な児童生徒の体調不良時（いつもと異なる体調時）は、通常より早めに連絡します。臨時保健室を使用し保護者の迎えを待つ場合は固定の看護師が医療的ケアを実施します。

④看護師やその家族の状況により、急な保護者ケアを依頼することがあります。

4 訪問教育の児童生徒について

(1) 授業の実施について

- ・健康上の不安がある場合は、授業を実施する上での配慮事項等を、必要に応じて主治医へ御相談ください。
- ・訪問教育の児童生徒は、訪問教育用の健康観察表を使用し、訪問教育担当職員が管理します。
- ・授業日当日の検温と風邪症状の確認をしてから、授業を実施します。
- ・訪問教育の児童生徒は、同居家族等に発熱等の風邪症状がある場合、その症状や原因等を鑑み、担任と相談の上、授業の実施について慎重に判断してください。ただし、地域の感染レベルが「レベル2」以上の場合、授業は実施しません。
- ・発熱等の風邪症状がみられる場合は自宅で休養してください。また、呼吸や顔色などがいつもと違う場合なども、授業の実施について担任に御相談ください。
- ・感染予防のために登校を自粛される場合は、欠席日数とせず、出席停止の日数としますので、学校へ御連絡ください。
- ・児童生徒は可能な場合はマスクの着用をお願いします。ただし、マスクの着用が困難な場合や、健康上支障がある場合はその限りではありません。

(2) 家庭への依頼について

- ・学校職員が手指の除菌をより確実にするため、必要に応じて家庭で手洗いをさせていただくことがあります。
- ・必要に応じて授業中、または授業後に部屋の換気をお願いします。
- ・学校職員が訪問中は、保護者の方もマスクの着用をお願いします。

(3) 学校職員の対応について

- ・学校職員は授業前に検温し、健康状態を把握してから御家庭に伺います。
- ・手指消毒液を携帯し、授業ごとに手指の除菌を徹底します。
- ・授業では、マスク、エプロンを着用します。必要に応じてフェイスシールドも着用します。
- ・共有する教材教具は使用前後に除菌します。

5 感染予防について

(1) 手洗い

- ・職員はこまめに手洗い、手指の消毒を実施します。
- ・児童生徒は手洗いや手指消毒を教室移動時や共有物品を使用する前後に実施します。
- ・保護者の皆様が校舎内に入られる際は、昇降口に設置してあります手指消毒液で消毒をお願いいたします。

(2) 咳エチケット

- ・児童生徒は可能な場合はマスクの着用をお願いします。ただし、マスクの着用が困難な場合や、健康上支障がある場合、また熱中症の恐れがある場合等はその限りではありません。また身体的距離が保てる屋外での活動や、保健体育では学習内容に応じて、マスク着脱の判断をすることがあります。
- ・教職員は校内では原則マスクを着用します。

- ・保護者の皆様が校内に入るときはマスクの着用をお願いします。
- ・児童生徒が職員の口の動きを見てコミュニケーションをとる必要がある場合、フェイスシールドやマウスシールドを使用します。ただし、身体的距離（1 m以上）をとって着用します。

(3) 換気と除菌について

- ・教室は常時、窓と扉を1か所ずつ20cm程開けて換気します。
- ・毎放課、扉と窓を全開にして換気します。
- ・児童生徒の下校後に物品用消毒液で拭き取りをします。その他、使用した教材、机、ベッド、ドアノブ等は必要に応じてその都度消毒を実施します。
- ・教室にマットを設置し、靴の裏の汚れや埃を拭き取ります。なお、常時セラピーマットを敷いている教室は、マットに次亜塩素酸ナトリウム（プールで使用する塩素を希釈したもの）をスプレーで湿らせて靴の裏を消毒します。
- ・昇降口とトイレに次亜塩素酸ナトリウムとマットを設置し、随時、スプレーで湿らせて靴の裏を消毒します。
- ・常時セラピーマットを敷いている教室は、セラピーマットと床の間に高さ30cm程のついたてや箱型クッション等を設置し、床のほこり等の飛散へ対応します。
- ・清掃時は、埃にウイルスが付着する可能性があるため、最大限の換気をして実施します。
- ・保護者の皆様が校内に入るときはスリッパ等の着用をお願いします。

6 児童生徒や同居家族等がPCR検査を受けたり濃厚接触者と特定されたりした場合

- ・速やかに学校に御連絡ください。

(1) PCR検査を受けた場合

- ・同居家族等が風邪症状等によりPCR検査を受けた場合、地域の感染レベルが「レベル2」の場合は**慎重な登校判断**^{*}をお願いいたします。なお、訪問教育の児童生徒については、地域の感染レベルを問わず授業を実施しません。

^{*}慎重な登校判断：本校には基礎疾患があったりマスクの着用が困難であったりする児童生徒が多数在籍していることも考慮していただいた上で、慎重な登校判断をしていただくようお願いいたします。

(2) 濃厚接触者と特定された場合

- ・児童生徒が濃厚接触者と特定された場合は、保健所の指示に従い、感染の有無等の状況が明らかになるまでの間、自宅で静養してください。出席停止の措置を行います。
- ・同居家族等が濃厚接触者と特定された場合、地域の感染レベルが「レベル3」の場合は検査で当該家族の陰性が判明するまでは出席停止となります。地域の感染レベルが「レベル2」の場合は**慎重な登校判断**^{*}をお願いいたします。なお、訪問教育の児童生徒については、地域の感染レベルを問わず授業を実施しません。

・同居の家族が濃厚接触者と特定されたが、PCR検査等を受けられず陰性が判明しない場合は、保健所から指示された待機の期間、**慎重な登校判断**^{*}をお願いいたします。地域の感染が「レベル3」の場合、その期間は出席停止とします。なお、訪問教育の児童生徒については、地域の感染レベルを問わず授業を実施しません。

③ 同居家族等が無症状であっても保健所や学校等から自宅待機を指示された場合

・同居の家族が学級閉鎖等、または個別に保健所や学校等から自宅待機を指示された場合は、**慎重な登校判断***をお願いいたします。地域の感染が「レベル3」の場合、その期間は出席停止とします。なお、訪問教育の児童生徒については、地域の感染レベルを問わず授業を実施しません。

(4) 新型コロナウイルス感染症に感染した場合

・児童生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、愛知県教育委員会や保健所の指示に則り対応します。

7 学習上の配慮事項について

- ・授業の始まる前に児童生徒の健康状態を確認します。
- ・学習時は、児童生徒の間隔を前後左右1～2m程とれるように配慮します（安全上、教員が間に入ります）。ただし、間隔があくことで職員の手が届かず事故につながる恐れがある場合は、状況に応じて判断します。
- ・できるだけ多くの人が集まらないという原則のもと、児童生徒と指導者の人数、教室の広さ（一般的な教室の広さで児童生徒が6名、1.5倍の教室で9名）を考慮して学習します。ただし、それ以上人数が多くなる場合、児童生徒の間隔を前後左右1m以上とり、児童生徒が向かい合わないよう配慮できる範囲内の人数で学習する場合があります。
- ・児童生徒が学習内容によって「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」などを行う場合には、一定の距離を保ち、対面にならないようにし、可能な限り短時間になるよう工夫します。また、地域の感染レベルに応じて、文部科学省から示されている「感染リスクが高い学習活動」や「特に感染リスクが高い学習活動」を参考に、学習内容を検討します。
- ・児童生徒が横になって授業をしたり休憩したりする場合も、飛散物が他の児童生徒の顔にかからないように配慮します。
- ・できるだけ教材は共有しないようにします。やむを得ず教材を共有する場合は、児童生徒、職員は使用前後にしっかりと手洗いまたは、手指消毒をします。また、使用した教材は、使用后消毒液で拭き取りをします。

8 学校給食について

- ・献立作成では、地域の感染レベルが「レベル3」の場合、可能な限り品数を減らし、配膳時のリスクを減らすように心がけます。
- ・調理者も出勤前に検温を実施します。
- ・配膳は職員が行います。ただし、衛生的な配膳を理解できる等、実態に応じて児童生徒が実施することがあります。なお、地域の感染レベルが「レベル3」の場合、児童生徒は配膳を行いません。
- ・配膳者の手洗い、マスク、エプロン、三角巾等の着用を徹底します。
- ・台拭きは共有します。拭き取り後、机を物品用消毒液で消毒します。
- ・座席は向かい合わせにせず、他の児童生徒との距離を保って摂食指導を行うなどの配慮をします。
- ・職員は目の保護のため、摂食指導時はフェイスシールドなどを着用します。
- ・原則、職員は自らの給食を食べながら、児童生徒の摂食指導（食べさせる指導）は行いません。

- ・食後の歯みがきについて、自分で実施できる児童生徒については、飛散物が飛ばないように個別に配慮しながら実施します。また、職員の支援が必要な場合は、職員はフェイスシールド、マスクを着用し実施します。

- ・歯ブラシとコップは毎日、持ち帰ります。

- ・食前の顔の体操につきましては、児童生徒の実態に応じて行います。実施が必要な場合は、担任までお申し出ください。実施する場合、職員は手指の消毒をしてから実施します。

9 排泄指導について

- ・トイレに手指消毒液、次亜塩素酸ナトリウムを設置します。

- ・児童生徒が変わるたびに手洗いを実施します。

- ・使用したベッドや器具は、使用后消毒します。

- ・トイレでの排泄指導後は、次亜塩素酸ナトリウムでマットを湿らし、靴裏を消毒します。

10 心のケア

- ・新型コロナウイルス感染症について、児童生徒が正しく理解し、適切な行動をとれるよう繰り返し指導します。

11 新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見について

- ・すべての教職員は、公的機関が提供する正しい情報に基づく適切な行動を心がけます。

- ・児童生徒に対して、だれでも感染者や濃厚接触者になる可能性があることを繰り返し指導します。

12 その他

- ・セラピーマットに降りることが多い児童生徒は、布団や複数枚のタオルケットなどを持参してください。個人の物を敷いて横になります。

- ・職員は、児童生徒の咳等による飛散物や唾液等が服に付着したら、着替えができるように準備しておきます。

- ・児童生徒、または教職員の感染が判明した場合は、保健所からの指示を仰ぎ、必要に応じて学校の全部または一部を臨時休業とする場合があります。

- ・学校へ立入る業者等は、受付時に検温し、マスクの着用を義務付けます。

- ・自宅等で友人と会う場合や外出時においても「3つの密」や「大声」を避けるようにお願いします。また、児童生徒同士でのカラオケや家族以外との会食はなるべくお控えください。

別表2 地域の感染レベルとステージの関連表（表のレベルが地域の感染レベルに該当します）

（参考）

本マニュアル	新型コロナウイルス感染症分科会提言（※）における分類		
レベル3	ステージⅣ	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	（病院間クラスター連鎖などの大規模かつ深刻なクラスター連鎖が派生し、 爆発的な感染拡大 により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、 公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避けるための対応が必要な状況。 ）
レベル2	ステージⅢ	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	（ステージⅡと比べてクラスターが広範囲に多発する等、 感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。 ）
レベル2	ステージⅡ	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	（3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生することで、 感染者が漸増し、重症者が徐々に増加 してくる。このため、保健所などの 公衆衛生体制の負荷も増大するとともに 、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、 医療体制への負荷が蓄積しつつある。 ）
レベル1	ステージⅠ	感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階	

※「今後想定される感染状況と対策について」（令和2年8月7日新型コロナウイルス感染症分科会提言）

出典：学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校における新しい生活様式」～